

宮城県内での「盛土規制法」規制開始に伴い、

「土砂条例」を廃止します

～ 令和7年5月23日から「盛土規制法」へ規制移行 ～

- 令和7年5月23日から、宮城県内（仙台市含む）でも、全国一律の基準で盛土等を規制する「盛土規制法」による規制が始まり、盛土等に「盛土規制法」の手続きが必要となります。
- 県はこれまで「土砂条例」により盛土等を規制してきましたが、より厳格な「盛土規制法」による規制が始まるため、「土砂条例」を廃止します。

「土砂条例」廃止で何が変わるの？



1 盛土等開始時期によって必要な手続きが変わります

これまで3,000㎡以上の盛土等を行う場合には「土砂条例」の許可が必要でしたが、令和7年5月23日以降は「盛土規制法」の許可又は届出※が必要となります。

盛土規制法規制開始
R7.5.23

※盛土等を行う区域や規模により手続きが異なります。お問い合わせ窓口にご相談ください。

「盛土規制法」開始**前**に盛土開始
→「土砂条例」の許可が必要

「盛土規制法」開始**後**に盛土開始
→「盛土規制法」の許可・届出が必要



- ・「土砂条例」は許可審査に時間がかかります（新規申請：約3ヶ月間、変更申請：約2ヶ月間）
- ・令和7年4月以降に申請の場合、審査が間に合わず許可できない場合がありますので、令和7年5月までに盛土開始予定の場合、早急に県廃棄物対策課までご相談ください。
- ※許可が間に合わない場合も、申請手数料は返金できません。

2 「盛土規制法」開始時に工事中の盛土等には届出が必要です

「盛土規制法」の規制が始まる令和7年5月23日時点で工事中の盛土等について、工事主は、令和7年6月13日までに、「盛土規制法」に基づく届出を行う必要があります。

お問い合わせ窓口

「土砂条例」の手続きに係る お問い合わせ窓口	「盛土規制法」の手続きに関するお問い合わせ窓口	
	宮城県内（仙台市除く）	仙台市内
◇廃棄物対策課不法投棄対策班 TEL：022-211-2467 	◇建築宅地課開発防災班 （1ha以上又は市街化調整区域内の盛土等、工事中盛土等の届出） TEL：022-211-3244 ◇各土木事務所行政班 （1ha未満の盛土等（市街化調整区域を除く）） 	◇開発調整課審査指導第一係 （青葉区・泉区） TEL：022-214-8344 ◇開発調整課審査指導第二係 （宮城野区・若林区・太白区） TEL：022-214-8319 